

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営環境の変化に的確に対応し、常に信頼される企業統治体制を構築していくことは、経営上の最重要課題であると認識しております。当行が永続的に成長・発展していくためには、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性の確保等が重要であり、そのためには継続的にガバナンス体制を強化、整備していく必要があるものと考えております。また、ガバナンス体制を強化、整備するとともに、その方針が当行内部において浸透し、実践されるよう内部統制の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	12,123,000	8.49
株式会社みずほ銀行	6,174,693	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,787,000	3.35
みちのく銀行行員持株会	4,241,730	2.97
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304,000	1.61
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,291,733	1.60
みちのく銀行共済会	2,127,591	1.49
住友生命保険相互会社	2,000,000	1.40
明治安田生命保険相互会社	1,932,955	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	1,701,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷 清一	弁護士								○			
鎌田 由美子	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 清一	○	弁護士法人あおば総合法律事務所代表社員 トヨタローラ八戸株式会社社外監査役 株式会社デーリー東北新聞社社外監査役	弁護士としての豊富な法律知識と経験を当行の経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
鎌田 由美子	○	カルビー株式会社上級執行役員 株式会社ルミネ非常勤取締役(社外取締役) 株式会社ボラー・オルビスホールディングス社外取締役	会社経営者として、また顧客サービス分野に携わることで培われた豊富な知識と経験を当行の経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討会議	4	0	2	1	0	1	社内取締役

補足説明 更新

取締役・執行役員の報酬等の額の決定については、すべて「報酬検討会議」にて協議の上、取締役会承認に基づき、頭取が決定します。

また、重要な改定等については、「内部統制委員会」での審議を経て取締役会が決定します。

なお、「報酬検討会議」は年1回以上(必要に応じて随時に)開催しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人往査の立会いを随時実施するほか、半期会計監査結果の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	5名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 郁夫	他の会社の出身者										△			
榊 佳弘	他の会社の出身者										○			
東 康夫	他の会社の出身者										○			
鳥谷部 眞実	他の会社の出身者										○			
馬谷 成人	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 郁夫		――	日本銀行などにおける豊富な金融実務経験を当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役に選任しております。
榊 佳弘		マルヨ水産株式会社代表取締役社長	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力を当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役に選任しております。
東 康夫		東北化学薬品株式会社取締役会長 進和ケミカル株式会社代表取締役	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力を当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役に選任しております。
鳥谷部 眞実		株式会社ヤマウ鳥谷部商店代表取締役社長 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫代表取締役社長	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力を当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役に選任しております。
馬谷 成人		株式会社クレハ社外取締役	都市銀行における金融実務経験や会社役員としての経営経験等を当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
1.業績連動報酬 業績に対する意欲をより一層高めることを目的に、確定金額報酬と年度業績に連動する業績連動報酬の二本立てとする報酬制度を導入しております。 2.株式報酬型ストックオプション制度 中長期的な企業価値向上と株主重視の経営意識をより一層高めることを目的に、権利行使期間を25年以内とする新株予約権を、取締役に對し、年間の総額の上限額を60百万円の範囲内で割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
該当項目に関する補足説明	

常勤取締役及び執行役員を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
取締役及び監査役の別に各々の総額を開示しております。平成26年度において取締役及び監査役に支払った報酬の金額は、取締役189百万円、監査役55百万円であります。なお、取締役の使用人としての報酬はございません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役及び監査役に対する報酬限度額は、平成18年6月28日開催の定時株主総会で決議されており、その金額は取締役は165百万円、監査役は60百万円であります。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては秘書室が、社外監査役に対しては監査役室が補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 企業統治の体制の概要等
当行は監査役制度を採用しており、当行の監査役は6名(常勤監査役2名、非常勤監査役4名)となっております。監査の実効性を確保するため、監査役は全員が取締役会に出席しているほか経営会議等の重要会議に常勤監査役が出席しております。
なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役会直轄の専任部署として監査役室を設置し、監査体制の充実を図っております。経営の意思決定機能につきましては、1月1回の「取締役会」および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。
取締役は総員8名で、うち社外取締役は2名であります。
また、取締役会の委任を受けた事項について、協議・決議する機関として代表取締役および取締役兼役付執行役員で構成される「経営会議」を週1回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。
このほか、弁護士や公認会計士、金融業界経験者などの幅広い知識や経験を有した外部有識者の意見を経営に反映させた恒常的な組織として「内部統制委員会」を設置しており、会社法に基づく、内部統制システムの体制整備に向けた取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
このように当行では、経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用および外部有識者で構成する内部統制委員会の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、重点的に取り組んでまいりました。本体制により、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性確保等に取組むとともに、経営の業務執行に対する監視、牽制機能を有効に機能させたガバナンス態勢が構築できるものと考え、現状の体制を採用しております。
金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下において、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、リスク管理の統括部署として、「経営管理部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全従業員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、リスク特性に応じて、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、「収益」「リスク」「資本」のバランスを図るためのリスクマネジメントについて協議する場として「収益・ALM委員会」を設置し、さらにオペレーショナルリスクについてはリスク改善策等を組織横断的に協議・検討を行う場として「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。
内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、「全従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」など11項目について体制の整備を図っております。
当行は、会社法第427条第1項の規定の範囲内において、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況
当行の内部監査は、監査部(平成27年3月末現在23名)が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については代表取締役及び取締役会に報告されております。内部監査の堅固性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。
監査役には、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、法務等の専門分野、および地元経済界での企業経営経験などを有した人材及び市場・国際部門等での実務経験を有する人材を選任しており、監査役会の決議に基づく役割分担及び各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。さらに会計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける他、必要に応じ適宜仕査立会を実施する等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。
監査部及び監査役は、内部統制関連部門と緊密な連携を保ち、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意見交換を定期的に行っております。
会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用及び外部有識者で構成する「内部統制委員会」の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、重点的に取り組んでおります。本体制により、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性確保等に取組むとともに、経営の業務執行に対する監視、牽制機能を有効に機能させたガバナンス態勢が構築できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、集中日を回避するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	年1回、決算説明会資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「みちのく銀行CSR基本方針」に基づき、社会貢献活動・環境保全活動を中心としたCSR活動を展開しております。また、平成19年7月には「公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」を設立し、地域の発展・地域に貢献する事業活動を行っている青森県内の個人、法人、団体等を対象とした助成金の交付による助成事業を行っております。
その他	当行では女性職員の活躍を推進し組織の活性化を図るため、〈みちぎん〉ダイバーシティ推進チーム「スマイリリーズ」を組成しております。従来とは異なる発想による金融サービスの開発等を検討すると同時に、異なる属性の職員が各自の個性を活かした能力を最大限発揮するための職場環境の整備に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（平成27年4月27日改定内容）。

(1) 全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

1. 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、全役職員はこれを守る。
2. 取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
3. 取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、毎年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、経営管理部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
4. 経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について取締役会へ報告する。
5. 監査部は、コンプライアンス態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。
6. 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
7. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
2. 取締役会、経営会議、各委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「経営会議規程」及び各委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
2. 取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、毎年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM管理委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーション・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
3. 経営管理部は、各担当が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。
4. 監査部は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、中長期の経営計画として、原則3か年の営業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、全役職員に周知徹底する。
2. 取締役は、「取締役会規程」に基づき、業務執行状況を取締役会へ報告する。
3. 「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行グループにおける財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制

1. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
2. 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
3. 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
4. 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
5. 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るよう適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

(6) 当行の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役の職務を補助するための機関として監査役室を設置し、専門の補助スタッフを配置する。
2. 監査役室のスタッフ配置にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置する。

(7) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役との意見交換を実施のうえ決定するものとする。
2. 監査役室のスタッフに対する業務遂行上の指示命令権は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(8) 当行グループの全役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査役に報告を行う。また、監査役に当行の取締役会、経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査役がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうものとする。
2. 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について監査役に報告する。
3. 子会社の役職員は「内部通報制度規程」に基づき、当行に対して法令違反の事実及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、当行の常勤監査役が参加することのできるコンプライアンス委員会に報告される。

(9) 当行グループの役職員が当行の監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 「内部通報制度規程」に、正当な通報をしたことによってもいかなる不利益を受けないことを規定するとともに、同制度に限らず、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項

1. 当行は、監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、監査役会が定める「監査役監査基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査役において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。
2. 監査部等は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役の効率的な監査実施に寄与するよう努める。

なお、当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

- ・当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係を遮断に努めます。
- ・当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
- ・当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

1. 当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係を遮断に努めます。
2. 当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
3. 当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

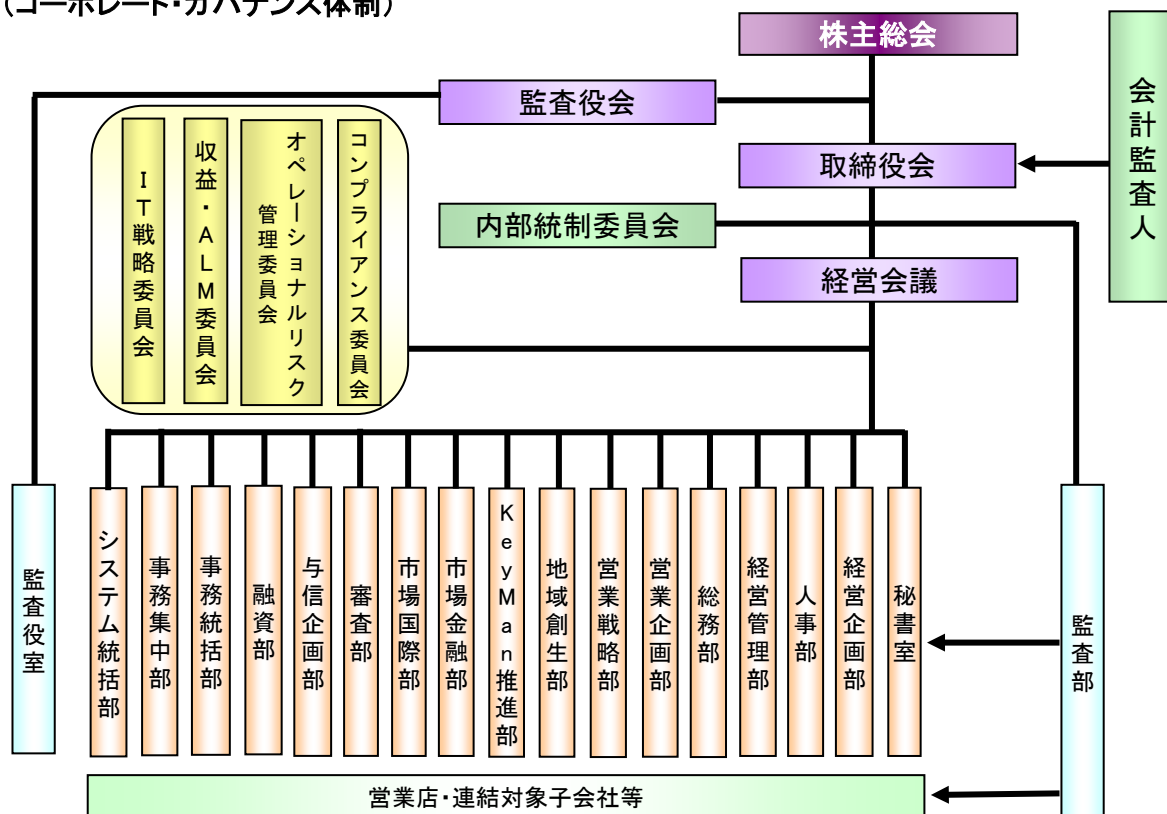
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(コーポレート・ガバナンス体制)



(法令等遵守・リスク管理体制)

